

令和8年 7月 日

文部科学省 様

熊取町議会議員

議長 文野慎治 坂上昌史
渡辺豊子 二見裕子
河合弘樹 多和本英一
大林隆昭 田中圭介

学校給食の無償化についての要望書

平素は、熊取町の学校教育行政にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校給食の実施にかかる経費については、学校給食法第11条第2項において、人件費や施設・設備の修繕費を除く経費（学校給食費）は保護者の負担とされています。

しかしながら、同法第1条には「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、・・・食育の推進を図ることを目的とする」と規定されており、学校給食の実施は教育の実施であり、学校給食は教材となります。

憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を実現するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律に基づき義務教育教科書無償給与制度が実施されているように、学校給食法の改正も含めた学校給食の無償化の早期実施が求められていたところです。

これらの状況のもと、令和8年度より、小学校に通う児童の保護者への過度な負担を軽減するために、一人あたり月額5200円が国・府により交付されることとなりました。

この月額については全国調査のもとで決定されたとのことですが、食材費を含む物価高が続く今日においては、依然として差があると言わざるをえません。

加えて、中学校に通う生徒の保護者の費用負担は変わらずそのままであり、早急な制度設計が求められています。

つきましては、小学校給食に関しては実勢価格に応じた交付金制度への拡充、中学校給食に関しては小学校給食と同様の制度化をすすめること、もしくは学校給食法の改正も含めた学校給食の完全無償化の早期実施について、要望いたします。

以上